

- 本件は、情報通信行政・郵政行政審議会において、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を公示し、意見募集を実施したため、命令等制定機関としての意見公募手続は実施していません。
- 命令等制定機関による、意見公募の結果の公示は、案件番号 145210048 のとおりです。
- 命令等制定機関により、用語・規定の整理等の実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第18号）第1条の表、第2条（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第5条、第17条の2第3項、第17条の3、別表第1、別表第1の2、別表第9の2、別表第9の4の改正規定に限る。）第3条、同条の表（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令第2条及び第4条第2項の改正規定に限る。）及び第4条並びに電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第〇号）第1条（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第14条見出し、同条、同条第1号ロ、同条第2号、同号イ及びロ、第40条の4の2並びに様式第38の2の改正規定に限る。）、第2条（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の名称、同令第5条第1項第2号、第3号、同号ロ、同条第4号、同号ロ、同条第6号、同号ロ、第7条第2号、第8条第1項第1号及び第2号、同条第2項、第9条、第10条、第18条見出し、同条、別表第1、別表第1の2、別表第2の2、別表第3、別表第4、別表第9の4並びに別表第10の改正規定に限る。）、第3条（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成18年総務省令第33号）附則第4項の改正規定に限る。）、第4条（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則（令和2年総務省令第53号）第2条の改正規定に限る。）並びに附則）が実施されました。
- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第18号）に係る「命令等の公布日」及び「結果の公示日」は2023年3月23日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第〇号）に係る「命令等の公布日」及び「結果の公示日」は2023年〇月〇日（官報掲載日）です。
- 定められた命令等の数（省令）は、2023年3月23日に定められた1件と2023年〇月〇日（官報掲載日）に定められた1件を合計したものです。
- 本意見募集時に公示した電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年施行分）、案件番号145210030の意見公募時に公示した電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令及び案件番号145210140の意見公募時

に公示した基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令〇号）により一括して定められました。